

3号認定保育料

浦臼町民は浦臼町の事業により全額助成です

階層 区分	世帯区分	利用者負担額(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税均等割課税世帯及び 市町村民税所得割課税額48,600円未満	19,500円	19,300円
第4階層	市町村民税所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円
第5階層	市町村民税所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
第6階層	市町村民税所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
第7階層	市町村民税所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
第8階層	市町村民税所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円

※ 保育短時間・保育標準時間は利用時間による区分となります。

2号及び3号認定を受けた方はいずれかを選択することが出来ます。

延長保育事業料金表

浦臼町民は浦臼町の事業により全額助成です

延長時間	金額
午前7時30分から午後6時30分までの間において、保育短時間認定の 設定時間(午前8時30分から午後4時30分)を超えた時間	1時間当り 100円

備考 生活保護世帯は無料

一時的保育事業料金表

浦臼町民は浦臼町の事業により全額助成です

区分	時間	金額	時間	金額
乳児(0歳)	午前7時30分から 午後1時まで	1,250円	午後1時を超え 午後6時30分まで	1,250円
1, 2歳児		1,000円		1,000円
3歳児		700円		700円
4, 5歳児		600円		600円

備考 生活保護世帯は無料